|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第９条　県公社は、次に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第４号様式による変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。  （１）補助事業に要する経費の増額又は30パーセント以上の減額  **（削除）**  **（削除）**  **（２）**補助事業の中止又は廃止  ２　知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。  **附　則**  **この要綱は、令和４年３月23日から施行する。** | 第９条　県公社は、次に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第４号様式による変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。  （１）補助事業に要する経費の増額又は30パーセント以上の減額  （２）農用地等の買入面積、売渡面積につきそれぞれの合計の30パーセントを超える増減  （３）農用地等の買入価額の合計の10パーセントを超える増加  （４）補助事業の中止又は廃止  ２　知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。 | （削除）  （削除）  （新設） |